

関連する社内規則のリスト

※使用の手引き

皆様方が台湾の法令規定に準拠しているかを評価する際に役立つよう、実務上でよく見られる問題について、以下のチェックリストを作成しました。なお、このリストは網羅的なものではありませんので、あくまでもご参考資料としてご利用ください。

1. 労働関連の要件：

項目 番号	セルフチェック項目	現在の運用	法律と規制で定められた内容	罰則
1	外国人従業員が、法律に基づいて 就労許可 を申請している。	☐ はい ☐ いいえ	法令や規則に別段の定めがある場合を除き、雇用主は中央主務機関に対し、中華民国内の職業に従事する外国人労働者を採用するにあたって就労許可を申請しなければならない。（外国人労働者の雇用許可及び管理に関する規則第6条）	15万新台湾ドル以上、75万新台湾ドル以下の過料に処す。また、5年以内にこの規定に再度違反した者は、最長3年の懲役、もしくは重労働、および/または120万新台湾ドル以上の過料に処す。
2	従業員の記録を退職後5年間保管している。	☐ 退職後5年間保管している。 ☐ 退職後5年間保管していない。 ☐ 従業員の記録が存在しない。	雇用主は、各労働者の氏名、性別/社会的性別、生年月日、出身地、学歴、住所、中华民国国民身分証番号、雇用開始日、賃金、労働保険開始日、功罪、傷病、その他重要な事実を記載した労働者記録カードを作成し、保管しなければならない。この前述した労働者の記録カードは、特定の労働者が退職した日から少なくとも5年間、雇用主が保管しなければならない。（労働基準法第7条）	2万新台湾ドル以上、30万新台湾ドル以下の過料に処す。違反した法律とともに法人の正式な会社名（および事業主）が公開される。（労働基準法第79条第3項）

3	従業員の出勤記録（タイムカード/タイムシート）を5年間保管している。	☐ 5年間保管している。 ☐ 5年間保管していない。 ☐ 従業員の出勤記録がない。	雇用主は、労働者の出勤記録を作成し、5年間保管しなければならない。（労働基準法第30条）	9万新台湾ドル以上、45万新台湾ドル以下の過料に処す。違反した法律とともに法人の正式な会社名（および事業主）が公開される。
4	法律に則した労働者の給与名簿が存在する。およびこの名簿を5年間保管している。	☐ 5年間保管している。 ☐ 5年間保管していない。 ☐ 労働者の給与名簿が存在しない。	雇用主は、労働者の給与名簿を作成し、支払うべき賃金、賃金計算の詳細、支払った賃金の総額などの記入事項を記録しなければならない。この給与名簿は、少なくとも5年間保管するものとする。（労働基準法第23条）	2万新台湾ドル以上、100万新台湾ドル以下の過料に処す。違反した法律とともに法人の正式な会社名（および事業主）が公開される。（労働基準法第79条第1項）
5	会社が30人を超える従業員を雇用している場合、市の承認を受けた就業規則を設定する必要がある。	☐ 承認を受けている。 ☐ まだ承認を受けていない。 ☐ この条件に該当しない。 ☐ 就業規則を作成していない。	30人を超える労働者を雇用する雇用主は、事業の性質に応じて就業規則を定め、所轄官庁に提出して承認と記録を受けた後、当該規則を公に公開しなければならない。この規則では、以下の事項を規定するものとする： 1. 労働時間、休憩時間、休日、年次有給休暇、連続操業のためのシフトの交代など 2. 支払うべき賃金の基準、計算方法、支払日	2万新台湾ドル以上、30万新台湾ドル以下の過料に処す。違反した法律とともに法人の正式な会社名（および事業主）が公開される。（労働基準法第70条第38項）

			3. 時間外労働の長さ 4. 手当とボーナス 5. 懲戒処分 6. 出勤、休暇、表彰・懲罰、昇進・異動などの規則 7. 採用、解雇、退職、雇い止めおよび定年退職に関する規則 8. 事故、怪我、病気に対する補償・見舞金 9. 福祉の施策 10. 雇用者と労働者の双方が遵守する安全衛生規則 11. 雇用者と労働者の間の意見交換および協力関係の強化をする手段、および 12. これに関連する雑則。（労働基準法第70条）	
6	従業員の代表者を選出し、これを官庁に登録している。 かつ、3ヶ月に1度、労使協議会を開催し、議事録を作成している。	☐ 選出された労働者の代表が官庁に登録されている。 ☐ 選出された労働者の代表が官庁に登録されていない。	労働基準法が適用されるすべての企業では、従業員に時間外労働をさせるべき事情がある場合は、法律に基づいて労使協議会で事前に取り決めがされている必要がある。（労働基準法第83条）	罰則なし。ただし、政府職員による労働環境調査の際に不備事項として指摘される可能性がある。

7	雇用している労働者の総数が30人を超えており、かつセクシャル・ハラスメントの防止、是正、苦情処理、処罰に関する措置がとられている。	☐ 既に職場内に掲示している。 ☐ 掲示していない。 ☐ この条件に該当しない。	30人を超える従業員を雇用する雇用主は、セクシャルハラスメントの防止、是正、苦情処理、処罰に関する施策を規定に沿って策定しなければならない。これらの対策は、職場の分かりやすい場所に公に掲示し、全従業員に周知されなければならない。（職場におけるセクシャル・ハラスメントの防止、是正、苦情処理及び処罰に関する措置を定める規則第2条）	10万新台湾ドル以上、50万新台湾ドル以下の過料に処す。 違反した法律とともに法人の正式な会社名（および事業主）が公開される。
8	会社に安全衛生を定めた就業規則がある。	☐ 官庁に届け出をしており、従業員に周知している。 ☐ 官庁に届け出をしておらず、従業員に周知していない。 ☐ 安全衛生を定めた就業規則を作成していない。	会社の規模や従業員数に関わらず、労働安全衛生法に該当する業種（例：製造業、建設業、その他の一般産業など）は、安全衛生を定めた就業規則を作成しなくてはならない。（労働安全衛生法第23条）	3万新台湾ドル以上、15万新台湾ドル以下の過料に処す。 違反した法律とともに法人の正式な会社名（および事業主）が公開される。
9	会社の組織図の中に安全衛生に関して役割を担う部署がある。また、この責任を負う者が	☐ はい ☐ いいえ、従業員数が30人未満である。 ☐ そのような役割/担当者が存在しない。	雇用主は、法人の規模や特性に応じた安全衛生管理計画を策定するとともに、安全衛生管理や自主検査を実施する安全衛生組織や人員を設置しなければならない。（労働安全衛生法第23条）	3万新台湾ドル以上、15万新台湾ドル以下の過料に処す。 違反した法律とともに法人の正式な会社名（および事業主）が

	指名されている。			公開される。
10	会社が労働者に対する安全衛生教育や訓練を実施している。	☐ はい ☐ いいえ	雇用主は、労働者に対して、業務遂行と事故防止のために必要となるすべての安全衛生教育および訓練を行わなければならない。（労働安全衛生法第32条）	3万新台湾ドル以上、15万新台湾ドル以下の過料に処す。 違反した法律とともに法人の正式な会社名（および事業主）が公開される。
11	雇用している労働者の総数が100人（2022年から50人に変更）を超える場合、会社は法律に従って労働者の健康管理を担う医療スタッフを雇用/契約する必要がある。	☐ はい ☐ いいえ ☐ この条件に該当しない	100人（2022年から50人に変更）を超える労働者を雇用する法人は、労働者の健康と保護を確保するために、健康管理、職業病予防、健康促進、その他の活動を行うために、医療従事者を雇用または契約しなければならない。（労働安全衛生法第22条）	3万新台湾ドル以上、15万新台湾ドル以下の過料に処す。 違反した法律とともに法人の正式な会社名（および事業主）が公開される。

12	新たに雇用した労働者に対して、 雇用時の健康診断 を実施している。	☐ はい ☐ いいえ	雇用者は、労働者の雇用時に健康診断を行わなければならない。（労働安全衛生法第20条）	3万新台湾ドル以上、15万新台湾ドル以下の過料に処す。違反した法律とともに法人の正式な会社名（および事業主）が公開される。
13	現在雇用している労働者に対して定期的な 健康診断 を実施している。	☐ はい ☐ いいえ	すべての従業員は、以下の頻度で定期的に一般的な健康診断を受ける必要がある： 1. 65歳以上の従業員、年に一度の健康診断 2. 40歳以上65歳未満の従業員、3年に一度の健康診断 3. 40歳未満の従業員、5年に一度の健康診断 （労働者健康保護規則第15条）	3万新台湾ドル以上、15万新台湾ドル以下の過料に処す。 違反した法律とともに法人の正式な会社名（および事業主）が公開される。

14	ヒューマンハザードの予防計画を定めている。	☐ はい。雇用人数が100名以上であり、計画を定めて実行している。 ☐ はい。雇用人数が100名以下であり、既に実行された記録がある。若しくは代替りの書類がある。 ☐ いいえ	雇用主が労働者に反復性の業務を行わせることで、労働者が姿勢不良、過度の力み及び過度の作業効率による筋骨格系障害になることを防ぐために、下記予防対策を採用し、実行記録を作成し三年間保存する必要がある。 一、 作業のプロセス、内容、動作を分析する。 二、 作業関連性筋骨格系障害の要因を確認する。 三、 検討、改善方法を選択し、実行する。 四、 実施成果の検討及び改善。 五、 その他関連する安全衛生事項。 （労働安全衛生環境規則第324条の1）	労働局は不定期検査を実施する。法律に従って計画を定めていない、若しくは関連資料を提出していない場合、3万新台湾ドル以上、15万新台湾ドル以下の過料に処す。
15	過度の作業負担で発生する発症の予防計画を定めている。	☐ はい。雇用人数が300名以上、又は危険性の高い作業に従事する従業員人数が100名以上であり、計画を定めて実行している。 ☐ はい。雇用人数が299名以下、かつ一般的な業務に従事し、既に実行された記録がある。若しくは代替りの書類がある。 ☐ いいえ	雇用主が労働者に交代制勤務、夜間勤務、長時間勤務等を行わせることで、労働者が業務による過度の負荷のために発症することを防ぐために、下記予防対策を採用し、実行記録を作成し三年間保存する必要がある。 一、 ハイリスク群を識別し検討する。 二、 医師面談を実施し、保健指導を受ける。 三、 勤務時間調整又は短縮及び勤務内容変更の措置を定める。 四、 健康診査、管理及び推進を実施する。 五、 実施成果の検討及び改善。 六、 その他関連する安全衛生事項。 （労働安全衛生環境規則第324条）	

			の2)	
16	職務中での不法侵害の予防計画を定めている。	☐ はい。雇用人数が100名以上であり、計画を定めて実行している。 ☐ はい。雇用人数が100名以下であり、既に実行された記録がある。若しくは代替わりの書類がある。 ☐ いいえ	雇用主は労働者に勤務を実行させる間に他人の行為による身体的若しくは精神的な不法侵害を防ぐために、下記暴力防止対策を採用し、実行記録を作成し三年間保存する必要がある。 一、危害を識別し検討する。 二、適切な作業場所を配置する。 三、仕事の適性に応じて適切な人員を調整する。 四、行動規範を構築する。 五、危害予防及びコミュニケーションスキルに関するレッスンを実施する。 六、事件の処理手順を作成する。 七、実施成果の検討及び改善。 八、その他関連する安全衛生事項。 (労働安全衛生環境規則第324条の3)	

17	自殺防止対策に関する研修に従業員が参加し、且つ合格した。	☐ はい ☐ いいえ	労働局が検査する。	
----	------------------------------	---	-----------	--

2. 公司法（会社法）及び会計関連の要件：

項目番号	セルフチェック項目	現在の運用	法律と規制で定められた内容	罰則
1	登記された業務範囲が現在従事する業務にふさわしいものである。	☐ はい ☐ いいえ	会社が従事する事業の分類は、その登記を行う際に、中央主務機関が営業項目番号表で割り当てた、当該事業の分類に適用される分類コードで識別されなければならない。既にこの登記がされている会社で、その会社が従事する事業の分類が記述的な言葉で登録されている場合、既存の会社登記記録の項目の変更が適用された時に、前述の表で割り当てられた該当する分類コードに置き換えられる。 （公司法（会社法）第18条）	
2	取締役会が法律に基づいて毎年開催されている。	☐ はい ☐ いいえ	取締役会を招集する場合は、開催予定日の3日前までに、各取締役および監査役に通知しなければならない。ただし、会社定款にてこの日数よりも前の通知が定められている場合は、その日数が優先されるものとする。	

			公開会社における取締役会招集のための取締役および監査役への通知の期限は、証券業務を所管する官庁が定めるものとし、前項は公開会社には適用されない。 緊急の場合には、いつでも取締役会を招集することができる。 前3項で定めた通知は、事前に受信者の同意を得た上で、電子的な送信手段により行うことができるものとする。 取締役会を招集する場合、この通知には取締役会での議論を記載しなければならない。（公司法（会社法）第204条）	
3	年次株主総会が法律に基づいて開催されている。	☐ はい ☐ いいえ	1. 株主総会は年に1回以上開催する必要がある。 2. 臨時株主総会は、必要に応じて開催するものとする。 前項の株主総会は、事業年度の終了後6ヶ月以内に開催するものとする。ただし、正当な理由があり、関係当局に株主総会の遅延についての承認を申請している場合は、この制限の対象とはならない。	1万新台湾ドル以上、5万新台湾ドル以下の過料に処す。
4	各年度末に財務諸表が法律に基づいて承認されている。	☐ はい ☐ いいえ	1. 各事業年度末に、事業報告書、財務諸表の作成および、剰余金の分配や損失の提案を行い、株主総会での承認を得ること 2. 取締役会は、作成した財務報告書を提出し、株主総会で承認を受けなくてはならない。株主総会での承認が得られた場合、取締役会は決算報告書および議事録を株主に配布することとする。	すべての取締役に対し、1万新台湾ドル以上、5万新台湾ドル以下の過料に処す。 （これを回避、妨害、拒否した場合、または申告しなかった場合は、罰金が倍額となり、取締役1名につき2万台湾ドル以上、10万台湾ドル以

				下の過料に処す。 。)
5	会社が法定監査/税務コンプライアンス監査の要件を満たしている場合、その監査/税務が実施されている。	☐ はい ☐ いいえ	1. 会社の自己資本が所定の金額を超える場合、または会社が一定の規模に達している場合、会社は公認会計士による財務諸表の監査および認証を受けなければならない。（公司法（会社法）第20条） 2. 所定の要件を満たす営利企業は、公認会計士による所得税申告書の監査を受けなければならない。（所得税法102条）	すべての取締役に対し、1万新台湾ドル以上、5万新台湾ドル以下の過料に処す。 （これを回避、妨害、拒否した場合、または申告しなかった場合は、罰金が倍額となり、取締役1名につき2万台湾ドル以上、10万台湾ドル以下の過料に処す。）
6	会社が事業主/主要株主に関連する情報を毎年3月に官庁に報告している。	☐ はい ☐ いいえ	会社は、毎年、発行済株式総数または資本金総額の10%以上の株式を保有する取締役、監査役、経営幹部の情報を指定された報告プラットフォームで報告すること。報告期間は、毎年3月1日から3月31日までとする。（公司法（会社法）第22条）	5万新台湾ドル以上、500万新台湾ドル以下の過料に処す。
7	会社の会計帳簿が台湾で保管されている。	☐ はい ☐ いいえ	会計担当者または経理担当者は、すべての会計帳簿を台湾の本社で保管する必要がある。（商業会計法第69条）	3万新台湾ドル以上、15万新台湾ドル以下の過料に処す。
8	会社が会計帳簿を中国語で記録している。	☐ はい ☐ いいえ	採番に使用するアラビア数字を除き、すべての商取引の記録は自国の言語[中国語]を使用しなければならない。外国語や現地語での注釈を含めたり、同時に使用する必要がある場合は、自国の言語[中国語]を優先することとする。（商業会計法第8条）	1万新台湾ドル以上、5万新台湾ドル以下の過料に処す。